

経済建設委員会会議録

平成22年2月24日(水)

(開会) 10:01

(閉会) 10:22

案 件

議案第2号 平成21年度飯塚市水道事業会計補正予算(第3号)

議案第3号 平成21年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第3号)

議案第7号 訴えの提起(飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ新館敷地の所有権移転登記)

議案第8号 訴訟事件に係る和解

議案第12号 市道路線の廃止

議案第13号 市道路線の認定

【報告事項】

工事請負変更契約について

【上下水道局下水道課】

委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。「議案第2号 平成21年度飯塚市水道事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

上下水道部次長

「議案第2号平成21年度水道事業会計補正予算(第3号)」につきまして、補足説明をいたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。3条予算の収益的収入につきましては、3451万3千円増額補正いたしまして、21億4040万4千円とするものでございます。支出につきましては316万1千円増額補正いたしまして20億9171万4千円にするものでございます。2ページをお願いします。4条予算の資本的収入につきましては、1千万円増額補正いたしまして5億552万7千円とするものでございます。支出につきましては、1650万円増額補正いたしまして13億6728万7千円にするものでございます。

内容につきましては、補正予算明細書により説明をいたします。5ページをお願いします。収益的収支の補正につきましては、議案第8号「訴訟事件に係る和解」に伴う補正でございます。収益的収入第3項の特別利益の3451万3千円の増額につきましては、岩崎浄水場膜処理施設における住民訴訟控訴事件の和解金であります。また、支出の第3項の特別損失316万1千円の増額につきましては、和解による原告訴訟代理人弁護士報酬等を計上しております。6ページをお願いします。資本的収支の補正につきましては、きめ細かな臨時交付金事業によるものでございます。資本的収入の第4項1目の他会計補助金の1千万の増額は、きめ細やかな臨時交付金事業補助金でございます。支出の第2項1目配水施設新設費を1650万円増額し、津島地区配水支管布設工事を実施するものでございます。

なお、3451万3千円につきましては、22年度に国庫補助金、企業債の返還が発生いたしますが、補正予算にて対応をしたいと考えております。

以上、簡単ですが、水道事業会計の補正予算の概要説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第 2 号 平成 21 年度飯塚市水道事業会計補正予算(第 3 号)」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 3 号 平成 21 年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第 3 号)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

上下水道部次長

議案第 3 号平成 21 年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第 3 号)につきまして、補足説明をいたします。予算第 4 条の資本的収入につきましては、1 千万円増額補正いたしまして 24 億 1 83 8 万円にするものでございます。支出につきましては、1 2 0 0 万円増額補正いたしまして 3 0 億 8 9 3 8 万 5 千円にするものでございます。内容につきましては、補正予算明細書により説明をいたします。9 ページをお願いします。今回の補正はきめ細かな臨時交付金事業によるものでございます。資本的収入の第 2 項 3 目の他会計補助金の 1 千万円の増額は、きめ細やかな臨時交付金事業補助金でございます。支出の第 1 項 1 目施設整備費を 1 2 0 0 万円増額し、西部排水区浸水対策改良工事を実施するものでございます。

以上、簡単ですが、下水道事業会計の補正予算の概要説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第 3 号 平成 21 年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第 3 号)」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 7 号 訴えの提起(飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ新館 敷地の所有権移転登記)」を議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

商工観光課長

「議案第 7 号 訴えの提起(飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ新館敷地の所有権移転登記)」について補足説明をさせていただきます。

議案書の 7 ページをお願いします。提案理由といたしましては、現在、飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ新館敷地が飯塚市仁保 358 番地新開典氏他 6 名の名義であり、時効取得による所有権移転登記手続請求の訴えを提起するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、本案を提出するものであります。

庄内温泉筑豊ハイツの新館建物は昭和 55 年に庄内勤労者野外活動施設として雇用促進事業団が建築し、平成 16 年に庄内町が取得をしております。

本件土地は、昭和 50 年に庄内温泉筑豊ハイツ新館敷地を取得するため、仁保森林組合と庄内町が土地交換契約を締結した土地であります。

筑豊ハイツの周辺の山林は入会地であり、昭和 49 年に仁保入会林野整備計画に基づいて関係者が仁保生産森林組合を設立し、当該地の元番であります「仁保 8 番 1」を新開典氏他 6 名から仁保生産森林組合に出資による所有権移転をしております。しかしながら、本件土地については現在に至るまで新開典他 6 名の名義のままになっており、敷地の所有権移転登記手続き

を行う必要があります。

所管財産の整理を行った際にこの事実が判明したため調査を行った結果、所有者及び相続権者が現時点で66名存在され、その多くが故人の姻族であり、当該土地の存在、過去の経緯を認識、理解され寄付等による所有権移転登記を行うことが困難と推測されることから、飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ新館敷地内に存続する共有地について、時効取得による所有権移転登記の手続きを求め、福岡地方裁判所飯塚支部に訴えの提起をするものであります。以上簡単であります、補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

人見委員

参考までに教えてくださいこの種の裁判にかかる費用はちなみにどれ位にかかるのか。およそ推測がつかのかどうかいかがでしょうか。

商工観光課長

この裁判にかかります経費といたしましては顧問弁護士をお願いします着手金、それから実費負担、成功報酬、それから和解等が発生した場合にはその費用が発生するかとおもいますが、現時点ではどれぐらいの費用が発生するかというのは計算ができておりません。

人見委員

何かしらこの種の何というんですか、経過がそのままになってるというか、そんなケースがですね、ま、出てきたりはしますよね。やはり行政の1面のですね、経緯の事情はあるにしろ、やはり怠慢という部分もなきにしもあらずなのかなと。結果的にこれだけの年数、時間が経ってですね、多大な、複雑な、法律的な問題にもなり、そこにかかる費用も結果的に発生するわけですね。何事かにつけこの種の問題についてもですね、的確な適宜的確なというか処理を心がけて行かないと後々に禍根を残すというかそういうことにもなりかねないと、この種の問題が起きてくると、そんな気がいたしますんでよくよく注意をなされてという気がいたします。以上でございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第7号 訴えの提起(飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ新館敷地の所有権移転登記)」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第8号 訴訟事件に係る和解」を議題といたします。執行部に補足説明とあわせ、先の本会議で19番議員から質疑のありました件についての説明を求めます。

上下水道局次長

議案第8号「訴訟事件に係る和解」について、補足説明を致します。議案書の10ページをお願い致します。議案第8号「訴訟事件に係る和解」につきましては、岩崎浄水場膜処理施設における損害賠償等請求住民訴訟控訴事件の和解であります。この和解につきましては、裁判所の意向としての和解案を、原告及び補助参加人と協議を行った結果、双方共に同意され和解が整ったことにより、本訴訟事件の包括的な解決のため和解するものであります。

和解の内容としましては、「縄手清春氏及び前澤工業株式会社は、飯塚市に対し、和解金として、連帯して、3,451万3,212円の支払い義務があることを認める。」「飯塚市は、前項の

金員を、前澤工業株式会社が福岡法務局飯塚支局に供託した金員の還付を受けることによって受領する。」「松延隆俊氏は、同人が町長であったとき、岩崎浄水場機械設備工事の入札において、談合及び発注者の関与が一審において指摘されたことを重く受け止め、町長としての責任を改めて自覚するとともに、旧町内町民に対し反省の意を表明する。」「飯塚市は、一審原告に対し、本件訴訟に関し、一審原告が一審原告訴訟代理人弁護士らに対し支払うべき弁護士報酬のうち、消費税別途の180万円の支払義務があることを認め、これを平成22年4月30日限り支払う。」「一審原告は、本件訴えを取り下げ、一審被告及び利害関係人らはこれに同意する。」「一審原告、松延隆俊氏、辻文雄氏、縄手清春氏、前澤工業株式会社及び飯塚市は、岩崎浄水場機械設備工事の入札に関し、本和解条項に定めるほか、相互に債権債務がないことを確認する。」以上の和解条項により協議が整いましたので和解を行うものでございます。

つづきまして、22日の本会議におきまして、19番議員からご質問がありました件につきまして、ご報告をさせていただきます。質問内容といたしましては、今回の「訴訟事件に係る和解」について、飯塚市として市報等で旧町内町民の方々に和解内容を公開することはできるのか。との内容のご質問でありました。顧問弁護士に確認をしたところ、和解内容の公開については可能との事ではありますが、松延隆俊氏への表明のお願いにつきましては、裁判所において原告側及び補助参加人により協議を重ね、裁判所において双方同意をされた内容及び方法でありますので、和解条項以上の対応につきましては、松延隆俊氏の判断しだいとなり、出来ないとの顧問弁護士の意見であります。以上簡単ですが、議案第8号「訴訟事件に係る和解」についての説明及び和解内容の公開について報告を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第8号 訴訟事件に係る和解」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、「議案第12号 市道路線の廃止」および「議案第13号 市道路線の認定」以上2件を一括議題といたします。執行部に補足説明を求めます。

土木管理課長

議案書17ページをお願い致します。議案第12号、市道路線の廃止について説明致します。道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止するため、議会の議決をお願いするものでございます。今回廃止する路線は、2路線、延長162.9mでございます。明細表左端に記載しております番号1番の路線が用途廃止(払下)に伴い廃止、番号2番の路線が災害に伴い今回廃止の予定となっております。なお、路線箇所は18ページから19ページに記載しております。議案書20ページをお願い致します。

次に、議案第13号、市道路線の認定について説明致します。道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するため、議会の議決をお願いするものでございます。今回認定する路線は、開発に伴う新規認定で9路線、延長624.4mでございます。明細書の左端に記載しております番号1番から9番の路線が、開発に伴う路線認定を行うものです。路線箇所は、21ページから23ページに記載しております。以上、簡単ですが説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。議題中「議案第12号 市道路線の廃止」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議題中「議案第13号 市道路線の認定」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から、「工事請負変更契約について」報告したい旨の申し出が
あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。報告を求めます。

下水道課長

工事請負変更契約の報告をいたします。お手元に配布しております、資料をお願いします。
「終末処理場中央監視制御設備改築工事」でございますが、原契約工期に対し、変更契約工期
を平成20年10月7日から平成22年3月25日とするものです。その主な理由は、平成21年
度発注の、終末処理場汚泥処理設備改築(電気)工事の更新作業に伴い、本工事の電気設備の
切替時期を合わせることで、中央監視制御設備を円滑に作動させるため工期を延長するもの
です。以上、簡単ですが説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

吉田委員

これは金額の変更はないですか。

下水道課長

金額の変更はございません。

吉田委員

金額の変更にちょっと神経質になってるもんですからね。また増額変更かなと思いましたが
ら、これは期間の変更だけで安心しておりますけどね。何回も言ってきましたようにね、減額
はそれこそうれしいことでございますけど、増額というのは今後十分に気をつけていただいて、
財政難の折、何回も言ってきましたように簡単にですね認めるもんじゃないと私は思っており
ますのでよろしく願いいたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他に質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。
これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。